

愛知県公安委員会又は愛知県警察本部長が保有する個人情報の利用停止請求に対する処分に係る審査基準

法第100条の規定に基づき保有個人情報の利用停止をする義務があるかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「利用停止請求に理由がある」とは、法第98条第1項第1号及び第2号に該当する違反の事実があると行政機関等の長が認めるときである。その判断は、保有個人情報の利用目的等を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。
- 2 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号及び第2号に該当する違反状態を是正する意味である。
- 3 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

- 4 利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。
- 5 利用停止請求に理由があると認められる場合であっても、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない（法第100条ただし書）。これは、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優越するような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でないため、こういった場合に限り、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。
- 6 利用停止請求書の記載に不備がある場合は、利用停止をしない旨の決定を行

E-c-3 別紙(2)

う。ただし、当該不備を補正することが可能と認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。